

平成28年（行ウ）第161号，平成29年（行ウ）第43号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 松下照幸 外72名

被告 国

準備書面（15）の要旨の陳述

2017（平成29）年9月5日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

第1 本準備書面の意味

本書面では、2016年（平成28年）12月から本年7月までの新聞記事にされた本訴訟、及び本件原発に関係する出来事と、それがどの様に本訴訟に関係するののかについて、その要点をまとめて述べさせていただきます。

第2 本訴訟と関係する出来事

1 高浜原発関係

- (1) 昨年12月に、高浜町音海地区の自治会が40年を超えた高浜原発の運転延長に反対する意見書を関電と県、町に提出しました。意見書では「(住民は) 行政や関電から詳細な説明を受けていない。驚きと怒りを禁じ得ない」としています。声を上げにくい、立地地元住民(自治会)が高浜原発1, 2号機の運転延長に強く反対をしているのです。
- (2) 今年1月20日に、高浜原発で、1, 2号機の安全対策工事のため設置されていた大型クレーン1台が倒れ、2号機の使用済み燃料プールがある「燃料取扱建屋」や原子炉の冷却機器がある「原子炉補助建屋」の屋根が一部壊れました。

関電は一夜明けた21日の記者会見で、「詳しく解析しないと原因は特

定できない」との説明を繰り返しました。その後20日近く経って、元請けの大成建設が社内ルールで定められた気象情報のチェックを怠り、アームを畳むなど強風対策を取っていなかったこと、関電が強風時の対策を元請けなどと共有していなかったこと、倒れ止めの部品の性能にも問題があったことが分かりました。

この事故について藤田福井県副知事は、「当然の自覚が欠如していたのでは。今後の運営に十分な信頼を置くことは難しい」と批判し、規制委の更田委員は「原子炉補助建屋近くに重要なケーブルが走っていないとは限らない。今回は幸い起きなかったがどこかのケーブルを切っていたらどうなっていたか」と指摘し、倒壊で起きる可能性があった事態についても報告を求めたほどでした。

このクレーン倒壊事故に見られるように、原発は、原発本体以外にも原発の安全性に影響を与える事故が起きる可能性が高いということ、そして、実際に重大な事故を引き起こしかねない安全対策の不備があったこと、重大な事故が人為的な判断ミスにより起こることが明らかになりました。

- (3) 高浜原発において、重大事故時に住民が一時避難する施設の半数が土砂災害警戒区域か津波浸水想定区域にあることがわかり、避難態勢が十分でないことがはっきりしました。

このことは、原発事故と土砂災害や津波が同時に起きた場合、他の原発も同じであり、他の解決策が見あたらない以上、専門家も原発を再稼働しないことしか住民の安全を守る方法がないと述べています。

- (4) また、近隣にある大飯原発と高浜原発が同時に事故が発生した場合の住民の避難計画について、各町ごとに策定した住民避難計画はあっても、両原発の同時の事故は想定されていないことがはっきりしました。美浜原発においても、敦賀原発、もんじゅが近くにあり、同様のことが言えます。

2 老朽原発の現状

- (1) 日本原子力発電は5月、東海第二原発（茨城県）の原子炉などの劣化状況を調べる特別点検を今月中旬から始めると発表しました。これにより40年を超えた運転延長も申請すると見られ、出力が大きい原発が経済優先で運転延長される傾向にあることがはっきりしました。

- (2) また、社説では、40年超の原発を動かすことに、国民の多くが納得しているとは思えないこと、規制の実効性を高めることが規制委に要請されていることが述べられています。
- (3) アメリカでも、稼働から40年が過ぎたNY近郊のインディアンポイント原発の2基が、事故時の緊急避難は不可能だとして閉鎖が発表されました。

クオモ知事は演説で「私たちの土地は祖先から受け継いだものではない。子孫から借りているものだ」と強調したとのこと。

3 安全性とコスト

- (1) 経営再建中の東芝が、米国の原発事業を巡り最大で数千億円規模の損失が生じる可能性があるとして発表しました。原因は「米国で建設を進めている原発の費用が想定より大きかった」ことにあるとのことでした。
- (2) また、日仏合弁会社が、トルコ北部で建設を目指しているシノップ原発を巡り、原発を襲う地震の揺れの想定を最大加速度400ガル程度と、日本側が小さめに評価していたことが取材で分かりました。

このことから、原発にしっかりした安全性を求めるには莫大な費用がかかり、原発建設は採算が合わないこととともに、原発を推進する側は、常にコストを抑えるために地震動を意識的に小さく見積もり、安全性を軽視する傾向にあることがわかります。

- (3) 今年1月、全国の商用原発42基のうち40基で、重要設備である中央制御室の空調換気配管の詳細な点検が行われていなかったことがわかりました。規制委も島根2号機で見つかった腐食について、「規制基準に抵触する可能性はある」とみているなど、殆どの原発でこれまでしっかり点検がされていなかったこと、そしてそのような原発はとても安全だとは言えないことがわかります。

4 原発推進側の体質

6月に、日本原子力研究開発機構は、危険な核物質を扱う機構にもかかわらずさんな管理で作業員被ばく事故を起こしましたが、過去にも高速実験炉「常陽」の再稼働を申請した際には、原子炉出力を本来より低く記載し規制委から改めるよう命じられたことがありました。これから見れば、目的の

ためには手段を選ばない体質があり、原発推進する側には常にこのような体質、問題点があることを忘れてはなりません。

5 原子力規制委員会（以下「規制委員会」又は「規制委」という）の問題性

- (1) 4月、大飯原発訴訟で、元規制委員会の委員長代理の島崎氏が、現在の規制委員会の地震想定は過小であることを、設置変更許可を出した後に気づき法廷で証言しました。この内容については別の準備書面等で詳しく主張していますので、ご覧下さい。

ここでは、島崎氏の次の言葉を紹介しておきます。

「若い人には、行政の中には入るなど言っています。世間知らずの研究者を丸め込むのは、官僚にとっては簡単です。研究者が本当に世の役に立ちたいなら、政府の委員会で専門知識を役立てようとするのではなく、外からウォッチし、科学的におかしければ、しっかりと声を上げていくことです」。この言葉は、若い研究者だけでなく、本件裁判の裁判官にも当てはまることと思います。

- (2) 6月には、黒川元国会事故調委員長が、高浜原発の再稼働を念頭に、「津波が来たらどうするのか。道が動かなかつたらどうレスキューに行くのか」と避難計画の現状を批判し、安倍晋三首相が「世界最高水準」と胸を張る新規制基準に適合すれば再稼働できるとの説明について「そんなレトリックはない」と発言しています。

- (3) また同月、次期規制委員の山中氏が、原発の原則40年ルールについて「世界的に見て少し短いかなと思う。適切な審査のもと60年への延長も考えられる」と述べ、さらに規制委の審査についても、「安全が基本だが、適切なスピード感も必要だ」と語りました。

このような志向を持った人物が規制委員になる事実から、原発の稼働に前のめりな規制委の体質が見て取れます。

6 福島原発事故からみる原発事故の恐ろしさ

- (1) 中日新聞が政府推計や予算資料を計算したところ、福島原発事故の後始末を含む国内の原発処理の経費は最低40兆円に上ること、増大する費用は全て国民の負担になることが判明しました。原発には莫大な費用がかか

り、またそれが国民を経済的にも苦しめることがはっきりしました。

- (2) また、2月には福島第一2号機で、原子炉格納容器の放射線量が極めて高く、堆積物もあるため、期待されたロボット（サソリ）がわずか2mほどで動かなくなりました。さらに、福島第一3号機では、7月に溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）の可能性が高い塊が多数確認されましたが、格納容器の内部が激しく損傷していることが明らかとなり、規制委の田中委員長も「デブリの取り出し方法を具体的に確定できる状況にはほど遠い」と疑問を呈しました。

このように、福島原発事故はまだデブリの取り出しの議論すら出来る状況にないこと、すなわち原発事故は一旦起きると我々の手には負えないものであることが明らかとなっています。

7 行政の、福島原発事故を風化させようとの意図

3月11日、東日本大震災の政府主催の追悼式で、安倍首相は昨年まで毎年触れていた「原発事故」の文言を式辞で使いませんでした。

また、福島第一原発の処理費用について議論した委員会の議事録を、経産省が作成していないことや、会合は非公開で録音もしておらず、細かい協議内容を確認できないことがわかりました。

このように、行政が意識的に原発事故を忘れ去ろうとしていること、また福島原発事故の処理費用の国民負担に関する議論を出来るだけ公にしたくない、隠そうとの意図を持っていることが明らかとなっています。

8 世界が脱原発の方向にあること

- (1) 海外では、シェール革命に伴う天然ガスの増産と価格の下落で、米国の原発建設の機運は低下しています。また、福島事故に伴う各国の規制強化も原発メーカーに重くのしかかり、仏アレバはフィンランドなどで原発の建設費用が大幅に膨らむなど経営悪化にあえいでいます。このように、福島事故後、原発建設の機運は低下し、原発事業は採算が取れなくなってきました。

- (2) また、6月には、韓国の文在寅（ムンジェイン）大統領は、「福島の事故が、原発が安全でも安くもないことを明白に示している」と語り、来年稼働40年になる古里原発1号機の永久停止を宣言すると共に、「進行中の

新規建設計画はすべて白紙化し、稼働中の原発も設計寿命を超える延長はしない」と明言しました。

9 高浜原発3，4号機訴訟の裁判所の判断

- (1) 3月に、高浜原発3，4号機の運転差し止め訴訟の大阪高裁の判断が下されましたが、新聞報道では、最初から結論ありきと思われるほど、あらゆる争点で安全性を主張する関電の言い訳を追認し、恥ずべき決定と批判されています。
- (2) また、識者からは、現状の裁判所は、明らかに行政への従属を示していることからすれば、司法は行政追随ばかりの原子カムラの重要な一員と断定せざるを得ない、との批判もなされています。

第3 まとめ

- 1 以上、今回の新聞記事からわかることは、福島事故が起きてから、世界の傾向は莫大な経費がかかる原発から他のエネルギーにシフトをし、特に稼働40年を超える老朽原発はその危険性から廃炉とされる流れになっていることです。その福島事故も、その処理にどれだけの費用がかかるのかも不明で、作業の見通しすら立っていない状況です。

そして、このわずか8ヶ月間でも、原発関連施設では、全てが人為的なミスが原因で様々な事故が起き、その安全性に大きな疑問が出されています。

しかし、それにもかかわらず、行政は安全性を無視するかの如く、前のめりに、原発の再稼働や核燃サイクルを遮二無二進めている、というのが現状です。

電力が不足しているとは、ここ何年も全く言われていません。原発が稼働しなくても電力は余っており、社会はしっかりまわっています。一方、再び原発事故が起これば、日本全体が壊滅的な被害を受けることになることを私たちは福島事故で学びました。

- 2 そのような中で、どうしても原発を、特に老朽化した原発を動かさなくてはならない必要性はどこにあるのでしょうか。

このような、安全性が軽視される状況にあるからこそ、規制委員会は厳格に審査をしなければなりません。ですから、本訴訟において私たちは、本件原発の稼働の可否につき、厳しい上にも厳しく判断されるべきであるこ

とを、あらためて裁判所に強く求めるものであります。

最後に、裁判所には、行政追随ばかりで、原子カムラの重要な一員と断定せざるを得ないと批判されることのないよう、大多数の国民から、我が国の国土と将来の子ども達，子孫を救ったとの賞賛を浴びる勇気ある判断を期待します。

以上